

情報

手続きはお済みですか

国民年金「年金生活者支援給付金制度」について

年金生活者支援給付金は、令和元年10月1日の消費税引き上げに伴い、年金を含めても所得が低い人の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。対象となる人には書類が郵送されていますので、お早めに手続きをお願いします。

■給付基準額

月額 5,030 円（令和3年度基準額）

※実際の給付額は納付状況・給付金種別などにより異なります

■支給要件

- ①老齢年金生活者支援給付金・補足的老齢年金生活者支援給付金【高齢者への給付金】
- ▶ 65歳以上で老齢基礎年金を受給
 - ▶ 同一世帯の全員が市民税非課税
 - ▶ 前年の公的年金額とその他の所得の合計が約88万円以下（約78万～88万円の人には補足的給付金を支給）

②障害年金生活者支援給付金・遺族年金生活者支援給付金【障害者や遺族への給付金】

- ▶ 障害基礎年金または遺族基礎年金を受給
- ▶ 前年の所得が約472万円以下であること。

■手続き

新たに対象者となる人に、令和3年8月下旬より日本年金機構からハガキ型の簡易な請求書を送付していますので、同封の案内に従って手続きを進めてください。なお、認定された場合、原則、手続きの翌月分から支給対象となりますので、早めに認定請求の手続きをお願いします。

問日本年金機構「年金給付金専用ダイヤル」

☎ 0570・05・4092

日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166

保険年金課（国民年金係） ☎ 983・2606

情報

入学・卒業などの際に手続きが必要です

学生用国民健康保険の手続きについて

学校に通うなど親元を離れて住所を移す学生のために、家族と同じ世帯の一員として学生用保険証を交付します。

- 対▶ 国民健康保険に加入中で、学校などに通うため市外などに住所を移す人（国内に限る）
- ▶ 令和4年3月31日までの学生用保険証を持つ人で、引き続き学校などへ通う人（更新が必要）
- 持▶ 国民健康保険証（更新の場合は学生用保険証）
- ▶ 入学または在学を証明するもの（学生証・合格通知書・授業料の領収書など）
 - ▶ 世帯主と対象者の個人番号（マイナンバー）のわかる書類
 - ▶ 届出者（同一世帯の人に限る）の本人確認できる個人番号カードや運転免許証

※国民健康保険の届出に個人番号（マイナンバー）の記入が必要です

■次の人は学生用保険証の返還が必要です

勤務先の健康保険証または健康保険加入証明書を持参して、学生用国民健康保険証を返還してください。

- ▶ 学生でなくなった
- ▶ ほかの健康保険に加入した（就職などで勤務先の保険証が交付された、家族の勤める会社からの保険証の交付など）
- ▶ 健康保険のない事業所に勤務

■学生用保険証を返還し、ほかの保険証がない人は

国民健康保険は住民登録地での取得が原則です。返還手続き後に住民登録地へお問い合わせいただき、手続きをお願いします。

問保険年金課（国保係） ☎ 983・2604

※新型コロナウイルス感染症拡大防止を図るため、掲載した事業を中止・延期
または内容変更する場合があります。(最新情報は市ホームページでご確認ください。)

情報 **働きながら受ける年金
在職老齢年金について**

厚生年金に加入しながら老齢厚生年金を受け取る場合は、年金額と給与などに応じて、年金が支給停止（全部または一部）される場合があります。

在職老齢年金 受給対象	「年金」+「賃金」 の月額※	年金
60～64歳	28万円以下	支給停止なし
	28万円を超える	支給停止※額は計算による
65歳以上	47万円以下	支給停止なし
	47万円を超える	支給停止※額は計算による

※年金の月額 年金額（年額）を12で割った額
※賃金の月額 月給 + 1年間の賞与を12で割った額
注60～64歳の月額については、令和4年4月より「47万円」に引き上げ予定▶65歳以上の人は「老齢厚生年金」が調整対象となり、基礎年金部分は対象ではありません。

※詳細は、日本年金機構ホームページ
問日本年金機構三島年金事務所 ☎ 973・1166
問保険年金課 ☎ 983・2606



▲日本年金機構
ホームページ

情報 **申請期限迫る！
子育て世帯へ10万円給付**

18歳以下の児童（平成15年4月2日以降生まれ）を養育する保護者などに対し、対象児童1人につき10万円を支給します。

■支給対象者児童について

- ①令和3年9月分の児童手当（本則給付）の対象の児童
- ②平成15年4月2日～平成18年4月1日までに生まれた児童（高校生相当の児童）
- ③令和3年9月1日～令和4年3月31日までに生まれた児童（新生児）

※支給対象者、申請については市ホームページ

※市ホームページ（下記QRコード）からオンライン申請が可能

■申請期限 3月31日(休)まで

※期限を過ぎると給付金が受け取れません

■問合せ、申請書類請求先

子育て支援課 ☎ 983・2712



▲市ホームページ

募集 **受講してみませんか
寿大学受講生募集**

時募集期間 3月1日(火)～23日(休)
場生涯学習センター、市民文化会館など
内三島市政、歴史、健康などに関する講座を月1回程度開講。連続11回講座。
費無料、ただし講座の内容により負担金があります。
対60歳以上の市在住の人
定140人（受講生の決定は4月末。応募者多数時は抽選とし、令和3年度未受講者の人を優先）
※開講式および第1回講座は5月12日(休)午前10時から、市民文化会館小ホールで開催予定。（詳細は、4月末に送付する受講決定通知に記載）本事業は三島市老人クラブ連合会に委託しており、氏名、住所など受講生の情報を共有することをご了承ください。
申・問氏名、郵便番号、住所、電話番号、生年月日、老人クラブ（シニアクラブ）への加入の有無、令和3年度寿大学の受講有無を3月23日(休)までに地域包括ケア推進課 ☎ 983・2609

情報 **介護しているあなたも大切な一人
ケアラー手帳を作成しました**

家族や身近な人が認知症になると、介護する人は対応の仕方に不安を感じたり、自分自身の体調は後回しにしてしまうこともあります。市では介護者が健康を守りながら、一人で抱え込むことなく介護ができることを願い、ケアラー手帳を作成しました。

手帳には介護者へのメッセージや介護の体験談、認知症の人を介護する際の工夫、介護者のための健康チェックリストや相談窓口などが記載されています。ぜひご活用ください。

※ケアラーとは介護や看病が必要な家族などを無償でサポートする人のことです

配布場所 地域包括ケア推進課
各地域包括支援センター
問地域包括ケア推進課

☎ 983・2689

